



中村太郎税理士事務所

Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

4月は入学、就職、転勤等、新生活が始まる季節です。
夢と希望に満ち溢れているこの時期、心も新たに頑張っていきたいと思います。

掲載内容に関してご不明点等があれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

4

2017



■ 配偶者控除と 配偶者特別控除の見直し

- 29年度の雇用保険料率は
引き下げられる見込みに
- 増加傾向にある学歴別初任給
- FinTechを知っている人の割合

中村太郎税理士事務所

東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502

TEL：03-6302-0475／FAX：03-6302-0474

配偶者の年収引き上げと納税者の所得制限 配偶者控除と配偶者特別控除の見直し

平成29年度税制改正により、配偶者の所得金額に応じて受けられる配偶者控除、配偶者特別控除が見直されます。この改正で、配偶者特別控除は対象となる配偶者の所得金額が拡大される一方、配偶者控除では納税者本人の所得金額に制限が加わります。これにより改正後の平成30年以後は、いずれの控除も両者の所得金額を確認しなければなりません。

■対象となる配偶者とは

配偶者控除や配偶者特別控除における“配偶者”とは、原則としてその年の年末時点で下表Aの3つの条件すべてにあてはまる人をいいます。

■現行の控除額

この“配偶者”の所得金額に応じて、納税者は配偶者控除又は配偶者特別控除の適用が受けられることとなります。ただし現行での配偶者控除は、納税者本人の所得金額に制限が設けられていませんが、配偶者特別控除は制限が設けられています。

サラリーマンの納税者と配偶者を例にした、

A. 「配偶者」の条件

- ・婚姻届が提出されている配偶者であること（つまり、内縁関係者は対象外です）
- ・納税者と生計が一緒であること（一緒に暮らしているかどうかは関係ありません）
- ・青色申告者の事業専従者としてその年中に一度も給与の支払を受けていないこと、又は白色申告者の事業専従者でないこと

B. 現行における配偶者控除、配偶者特別控除

（単位：万円）

所得控除		配偶者控除	配偶者特別控除									
納税者の給与収入 (合計所得金額)	1,220 (1,000) 以下	38*	38	36	31	26	21	16	11	6	3	-
	1,220 (1,000) 超		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
配偶者の給与収入 (合計所得金額)	103 (38) 以下	~	105 (40) 未満	110 (45) 未満	115 (50) 未満	120 (55) 未満	125 (60) 未満	130 (65) 未満	135 (70) 未満	140 (75) 未満	141 (76) 未満	141 (76) 以上

*その年の年末時点における配偶者の年齢が70歳以上である場合には、48万円

年間の納税者の給与収入（合計所得金額）と配偶者の給与収入（合計所得金額）に応じた控除額は、下表Bのとおりです。

■平成29年度税制改正

これら控除について、平成29年度税制改正により、それぞれ次の改正がされます。

1. 配偶者控除

下表のとおり、控除を受ける納税者の所得金額に上限を設けた上、納税者の所得金額に応じて控除額が逡減する措置が講じられます。

（単位：万円）

年末時点での配偶者の年齢		70歳未満	70歳以上
納税者の給与収入 (合計所得金額)	1,120 (900) 以下	38	48
	~1,170 (950) 以下	26	32
	~1,220 (1,000) 以下	13	16
	1,220 (1,000) 超	-	-

2. 配偶者特別控除

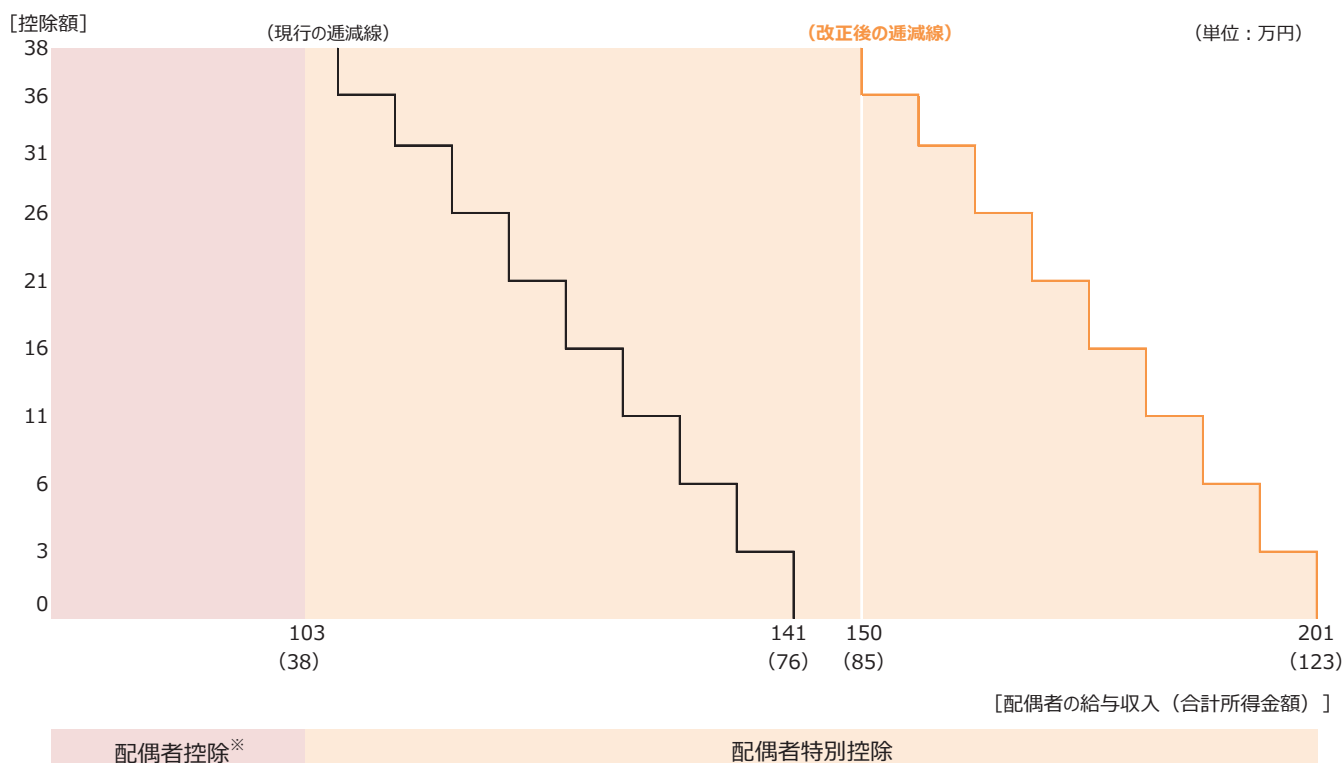
逡減開始となる配偶者の所得金額や、適用が受けられる配偶者の所得金額の上限が引き上げられます。具体的な金額は、次ページCのとおりです。

C. 改正後における配偶者特別控除（給与収入は納税者及び配偶者がサラリーマンである場合の目安）

（単位：万円）

配偶者の給与収入 （合計所得金額）		～ 150 (85) 以下	～ 155 (90) 以下	～ 160 (95) 以下	～ 167 (100) 以下	～ 175 (105) 以下	～ 183 (110) 以下	～ 190 (115) 以下	～ 197 (120) 以下	～ 201 (123) 以下	201 (123) 超
納税者の 給与収入 （合計所得金額）	1,120 (900) 以下	38	36	31	26	21	16	11	6	3	—
	～1,170 (950) 以下	26	24	21	18	14	11	8	4	2	—
	～1,220 (1,000) 以下	13	12	11	9	7	6	4	2	1	—
	1,220 (1,000) 超	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

参考 納税者の給与収入が1,120万円（合計所得金額が900万円）以下の場合の配偶者控除及び配偶者特別控除の目安



※その年の年末時点における配偶者の年齢が70歳以上である場合には、48万円

参考：財務省「平成29年度税制改正（案）のポイント」（平成29年2月発行）」

なおこの改正は、平成30年分以後の所得税において適用されます。また、控除額は異なるものの、住民税においても平成31年度以後に同様の改正が行われます。

29年度の雇用保険料率は 引き下げられる見込みに

雇用保険の保険料率は、毎年3月末の積立金と給付の状況に応じて見直しが行われることになっています。来年度の保険料率についても審議が重ねられ、平成29年度の雇用保険料率は、平成28年度より引き下げられる見込みとなりました。

■平成29年度の雇用保険料率

平成29年度の雇用保険料率については、国会に改正法案が提出されており、この法案が成立し、弾力条項が発動された後に正式決定となります。改正法案と弾力条項の発動により、失業等給付の保険料率は労使双方で1/1,000ずつ引き下げられ、下表の料率になる予定です。

■基本手当の所定給付日数の拡充

基本手当は、離職時の年齢、離職理由、加入していた雇用保険の被保険者期間（以下、「加入期間」という）により所定給付日数が異なります。今回、離職後の就職率が他の層と比べて低くなっている、加入期間が1年以

上5年未満である特定受給資格者について、30歳以上35歳未満の場合は30日、35歳以上45歳未満の場合は60日の所定給付日数の拡充が行われる予定です。これに伴い、各々の日数は120日、150日となります。

■育児休業給付金の延長

今国会には、育児休業について延長期間を最長2歳までとする法改正も提出されています。育児休業給付金についてもこの改正と合わせて、被保険者の養育する子が1歳6ヶ月以降に保育所に入れず、一定の理由に該当した場合で育児休業を延長する際には、最長2歳まで育児休業給付金も延長して支給されるようになる予定です。

※本記事は、平成29年2月27日の情報に基づきます。

平成29年度の雇用保険料率（改正法案が国会で成立し、弾力条項が発動された場合）

負担 事業の種類	①労働者負担	②事業主負担	失業等給付の 保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	①+② 雇用保険料率
一般の事業	3/1,000	6/1,000	3/1,000	3/1,000	9/1,000
農林水産・清酒 製造の事業	4/1,000	7/1,000	4/1,000	3/1,000	11/1,000
建設の事業	4/1,000	8/1,000	4/1,000	4/1,000	12/1,000

この他にも基本手当の水準の見直し、教育訓練給付の拡充といった改正内容が法案に盛り込まれています。国会の審議スケジュールは未定ですが、年度末ぎりぎりの時期での成立もあり得ますので、最新情報に注意しておきましょう。

増加傾向にある学歴別初任給

新年度の始まりである4月は、新入社員が加わる時期でもあります。ここでは、新入社員が初めて手にする給与、初任給に関するデータをご紹介します。

学歴によっては過去最高に

厚生労働省の調査結果（※）から、平成28年の初任給を産業大分類別にまとめると、下表のとおりです。産業計をみると、男女ともすべての学歴で28年の初任給が前年より増加しました。直近3年間の金額では、女性の大学院修士課程修了が27年に減少した以外は、

増加が続いています。なお厚生労働省によると、男女計の大学卒、高専・短大卒、高校卒の初任給は、28年に過去最高になったということです。

新卒人材の採用が難しくなっており、初任給を高くする企業が増えていることを伺わせる結果となりました。今年はどうのような結果になるのでしょうか。

平成28年産業、性、学歴別初任給（千円）

産業	男女計				男性				女性			
	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒	大学院 修士課 程修了	大学卒	高専・ 短大卒	高校卒
産業計（28年）	231.4	203.4	176.9	161.3	231.7	205.9	179.7	163.5	229.7	200.0	175.2	157.2
産業計（27年）	228.5	202.0	175.6	160.9	228.5	204.5	177.3	163.4	228.5	198.8	174.6	156.2
産業計（26年）	228.3	200.4	174.1	158.8	227.7	202.9	176.1	161.3	230.7	197.2	172.8	154.2
鉱業，採石業，砂利採取業	250.3	223.2	169.5	169.5	249.8	227.8	169.5	170.1	252.5	212.5	-	162.5
建設業	235.1	210.2	184.8	170.3	235.2	213.2	187.0	170.6	234.2	202.5	179.3	163.2
製造業	229.5	202.0	176.8	161.4	229.4	203.3	179.6	162.6	229.8	198.7	171.5	158.4
電気・ガス・熱供給・水道業	223.9	200.9	179.4	161.9	223.6	200.7	179.6	161.9	227.1	201.4	178.3	162.1
情報通信業	238.4	212.0	189.3	168.7	238.3	212.5	187.8	172.4	238.6	210.9	194.4	161.5
運輸業，郵便業	210.2	192.8	168.0	161.2	209.7	198.1	174.1	162.6	213.4	185.2	157.6	154.6
卸売業，小売業	235.6	203.8	173.3	161.7	235.5	205.6	174.3	166.0	236.2	201.3	172.1	158.4
金融業，保険業	233.5	202.7	174.4	150.6	234.4	208.3	197.3	151.1	232.1	198.0	172.2	150.6
不動産業，物品賃貸業	226.6	210.8	182.2	164.2	231.5	214.9	185.4	167.7	219.0	204.8	179.9	161.0
学術研究，専門・技術サービス業	229.2	204.2	185.3	162.9	229.2	204.2	192.1	162.6	229.4	204.1	174.2	163.8
宿泊業，飲食サービス業	196.1	191.7	167.4	159.2	161.8	194.1	168.6	163.8	197.6	190.4	166.7	156.7
生活関連サービス業，娯楽業	212.6	204.8	172.5	165.1	234.9	209.6	173.1	166.3	204.2	201.2	172.2	164.7
教育，学習支援業	235.4	200.6	175.9	157.6	235.9	203.2	179.4	160.2	234.3	199.1	175.6	156.4
医療，福祉	212.8	196.7	179.2	151.5	228.1	196.7	184.1	148.2	207.6	196.8	178.2	152.9
複合サービス事業	192.3	179.0	159.7	148.0	192.1	179.5	157.9	149.5	193.0	178.2	161.1	146.9
サービス業（他に分類されないもの）	220.0	203.6	173.8	161.0	218.3	202.8	178.4	162.6	223.0	205.0	163.5	156.8

厚生労働省「賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」より作成

（※）厚生労働省「平成28年賃金構造基本統計調査結果（初任給）の概況」

10人以上の常用労働者を雇用する民営事業所のうち、有効回答を得た事業所の中で新規学卒者を採用した事業所で、初任給が確定している事業所（15,308事業所）の結果を取りまとめた調査です。詳細は次のURLのページから確認できます。
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/chingin/kouzou/16/index.html>

FinTechを知っている人の割合

近年、FinTech（フィンテック）という言葉を目にする機会が増えてきています。総務省によれば、FinTechとは、Finance（金融）とTechnology（技術）を組み合わせた造語であり、情報通信技術を活用した革新的な金融サービスをいいます。ここではFinTechの概要や認知度などをご紹介します。

FinTechの主なサービス

総務省「平成28年版情報通信白書」（※）によると、FinTechには大きく分けて以下のようなサービスがあるとされています。

- ◆スマートフォンやタブレットなどを使った送金・決済サービス
- ◆資産管理や帳簿作成支援などの資産管理サービス
- ◆インターネットを通じて融資審査を受けることができる等の融資・調達サービス
- ◆ブロックチェーン等分散処理技術を利用した仮想通貨等のサービス

認知度は30代が最高に

次に同白書から、FinTechの主なサービス別に認知度や利用意向などをまとめると、下表のようになります。

サービス別に全体の平均をみると、認知度、利用意向、利用率のいずれも決済・送金サービスが最も高くなりました。年代別にみると、認知度と利用意向は30代が最も高く、利用率では20代と30代が高くなっています。

今後、FinTechは法整備が進められるなかで、普及していくことが予想されます。企業にとっても、資金調達やサービスの拡充などに活用できる可能性もあります。興味をお持ちの方は、活用方法を検討されてはいかがでしょうか。

FinTech各サービスの年代別認知度等（％）

	認知度			利用意向			利用率		
	決済・送金サービス	個人向け資産管理サービス	融資審査を受けることができるサービス	決済・送金サービス	個人向け資産管理サービス	融資審査を受けることができるサービス	決済・送金サービス	個人向け資産管理サービス	融資審査を受けることができるサービス
全体加重平均	73.0	58.2	53.3	46.7	31.4	24.9	30.0	9.8	6.1
20代	73.5	58.5	53.5	54.0	45.0	34.5	35.0	19.5	12.5
30代	77.0	63.0	58.0	59.0	45.5	37.5	40.0	17.5	9.0
40代	75.0	60.5	57.0	50.0	31.5	26.0	33.0	8.0	5.5
50代	73.0	54.0	54.0	42.5	22.0	20.0	25.0	4.0	3.5
60代	67.0	55.0	44.5	31.0	17.0	10.0	19.0	3.0	2.0

総務省「平成28年版情報通信白書」より作成

（※）総務省「平成28年版情報通信白書」

ここで紹介したデータは、白書134～136ページ掲載の「IoT時代における新たなICTへの各国ユーザーの意識の分析等に関する調査研究」のアンケート調査によるものです。各年代の回答者数は200人となっています。調査内容やFinTechの各サービスの詳細などは次のURLのページから確認できます。<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/h28.html>

4月から新入社員を受け入れる事業者は、オリエンテーションをしっかりと行いましょう。また、月末からのゴールデンウィークは、休業日状況の確認を行いましょう。

2017年4月

お仕事備忘録

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

3. 社会保険料の見直し

4. 労働者名簿の調製

5. 新入社員のオリエンテーション

6. 暖房器具等の清掃、格納

1. 給与支払報告に係る給与所得者異動届出

住民税の徴収方法が特別徴収である事業者で、4月1日現在で昨年の給与支払報告書を提出した社員のうち、給与の支払を受けなくなった社員がいる場合には、4月15日までに（平成29年は4月17日までに）その社員が住んでいる市区町村長に届出をします。

2. 5月納付の源泉所得税・住民税の納付準備

5月のはじめは、ゴールデンウィークによる連休でバタバタしがちです。毎月10日が納付期限の源泉所得税や住民税等の支払には、注意が必要です。4月中に納付の準備をしておくといでしょう。

3. 社会保険料の見直し

平成29年度の雇用保険料率は平成28年度より1/1,000ずつ引下げられ、以下のとおりとなる予定です。

	保険料率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	1000分の9	1000分の6	1000分の3
農林水産・清酒製造の事業	1000分の11	1000分の7	1000分の4
建設の事業	1000分の12	1000分の8	1000分の4

健康保険料率、介護保険料率も3月分（4月納付分）から見直されます。国民年金保険料は4月より引上げられ月額16,490円となります。

4. 労働者名簿の調製

新年度が始まりましたので、労働者名簿を調製する必要があります。退職者については退職日と退職事由を記入し、入社した者については新たに作成しておきましょう。また、この労働者名簿については退職の日から3年間は必ず保存しておくことになっています。

5. 新入社員のオリエンテーション

入社オリエンテーションでは、主に次のような事項を説明しなければならないので、もれのないように注意します。また新入社員への配付物あるいは新入社員からの提出物を確認しましょう。提出の必要な書類と提出期限を記載した資料を配付すると、提出もれを防止できます。

◆主な説明内容

◇労働条件の説明 ◇社内ルール ◇諸届の方法 ◇年間行事予定

◆主な渡し物

◇貸与物品 ◇配付物品

◆主な提出物

◇誓約書 ◇身元保証書

6. 暖房器具等の清掃、格納

暖かくなるにつれて不要となる暖房器具等は、清掃をした上で格納します。不良箇所は後回しにせず、気づいたその場で修理依頼をしましょう。



取引先のゴールデンウィークによる休業日の確認を行い、納期遅れや債権の回収もれを防ぎましょう。特に、月末月初の資金繰りは要注意です。



日	曜日	六曜	項目
1	土	先勝	
2	日	友引	
3	月	先負	
4	火	仏滅	清明
5	水	大安	
6	木	赤口	
7	金	先勝	
8	土	友引	
9	日	先負	
10	月	仏滅	●源泉所得税・住民税特別徴収分の納付（3月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	火	大安	
12	水	赤口	
13	木	先勝	
14	金	友引	
15	土	先負	
16	日	仏滅	
17	月	大安	●給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
18	火	赤口	
19	水	先勝	
20	木	友引	穀雨 ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
21	金	先負	
22	土	仏滅	
23	日	大安	
24	月	赤口	
25	火	先勝	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）
26	水	仏滅	
27	木	大安	
28	金	赤口	
29	土	先勝	昭和の日
30	日	友引	●軽自動車税の納付 ※市町村の条例で定める日まで ●固定資産税（都市計画税）の第1期分の納付 ※市町村の条例で定める日まで [以下、5月1日まで] ●健康保険・厚生年金保険料の支払（3月分） ●労働者死傷病報告書の提出（休業日数1～3日の労災事故[1月～3月]について報告） ●最低賃金適用報告・最低工賃適用報告・預金管理状況報告 ●安全衛生教育実施結果報告